厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例

## （設置）

第1条 一般廃茟物処理施設のうち新たに建設するごみ中間処理施設（以下「新施設」という。）の整備に係る諸事項について調査研究及び検討をするため，厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会（以下「委員会」と いう。）を置く。
（所掌事務）
第2条 委員会は，厚木愛甲環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ，新施設の施設整備方針等について調査研究及び検討を行い，管理者に提言する。
（組織）
第3条 委員会は，委員 16 人以内をもって組織し，次に揭げる者のらちから管理者が委属する。
（1）学識経験者
（2）行政機関の職員
（3）その他管理者が必要と認める者
（任期）
第 4 条 委員の任期は， 2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
2 委員は，再任されることができる。
（委員長）
第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き，委員の互選により定める。
2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理 する。
（会議）
第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，会議の議長となる。
2 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 委員長は，必要があると認めるときは，委員会に関係者の出席を求め，そ の説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会は，専門の事項について調查研究の必要があるときは，専門部会を置くことができる。
2 専門部会に属すべき委員は，委員長が指名する。
3 専門部会に部会長を置き，委員長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長は，部会の事務を掌理する。
5 専門部会の名称及び所掌事項は，委員会において別に定める。
6 部会長は，専門部会で検討した事項について，必要に応じて委員会に報告 しなければならない。
（秘密の保持）
第8条 委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（委任）
第9条 この条例に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は，公布の日から施行する。
（厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
2 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 （平成 16 年厚木愛甲環境施設組合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。
（6）ごみ中間処理施設整備検討委員会の委員
別表に次のように加える。

| 6 | ごみ中間処理施設整備検討委員会の委員 | 委員長（部会長を含む。） | 日 額 | $\text { 8, } 800 \text { 円 }$ <br> （学識経験者にあっ $\text { ては, 25, } 000 \text { 円) }$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 委 員 | 日 額 | $7,800 \mathrm{円}$ <br> （学識経験者にあっ $\text { ては, 24, } 000 \text { 円) }$ |

